

玉幡公園の防災機能充実に向けた 再整備基本計画

令和 8 年 2 月



目次

1. 本計画について	1
(1)策定の背景と目的	1
(2)計画予定地の位置及び面積	1
2. 上位計画・関連計画の概要	2
3. 条件整理	7
(1)計画予定地の周辺概況	7
(2)都市計画決定について	7
(3)公園の現況	8
(4)公園利用実績	10
(5)周辺人口	11
(6)防災上の役割	12
(7)災害リスク分析	13
(8)防災関連施設の分布	18
(9)避難想定	21
(10)現状の課題と方針	24
4. 整備に向けた基本方針	25
5. 発災時機能・施設の検討	27
(1)防災公園の種類と本公園の位置づけ	27
(2)本公園に求められる機能	28
(3)災害時の時間経過に伴う利用の変化	28
(4)一般的な防災機能と関連施設	29
(5)防災関連公園施設の導入可能性の検討	32
(6)施設整備方針	35
6. ゾーニング・動線計画(案)	36
7. 整備事業について	38
(1)主な事業内容	38
(2)事業スケジュールについて	38

1. 本計画について

(1) 策定の背景と目的

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、市としては防災・減災対策の推進が急務であり、都市の防災機能向上による、より安全で安心なまちづくりが求められている状況である。

そのような中で、多くの市民にとって身近な存在である玉幡公園について、平常時はレクリエーションの場として、また災害時は避難場所等として活用が可能な、防災機能を有する公園として整備を行っていくことを目指し、防災機能充実に係る公園整備について基本的な考え方を示すものである。

(2) 計画予定地の位置及び面積

公園名称：玉幡公園

計画位置：甲斐市西八幡地内玉幡公園内

計画面積：約 3.10ha 供用済面積（赤枠内）約 3.10ha



図 1.2.1 玉幡公園 周辺航空写真

2. 上位計画・関連計画の概要

本市は、平成18年1月に「第1次甲斐市総合計画」を策定し、市の将来像として「緑と活力あふれる生活快適都市」を掲げ、その実現を目指しまちづくりを進めてきた。

本計画は「第3次甲斐市総合計画（前期基本計画）」に即すとともに、「甲斐市都市計画マスターplan（令和3年度改定）」をはじめとした、各種関連計画と整合を図り、公園整備について基本方針を定めるものである。

計画名	概要								
<p>第3次 甲斐市総合計画 (令和7年3月)</p> <p>前期基本計画 (令和7年3月)</p>	<p>将来像「緑と活力あふれる生活快適都市」</p> <p>1 まちづくりは人づくり 生涯にわたる学びのまち（教育・文化） 2 健やかで心ふれあう安心に暮らせるまち（福祉・健康） 3 美しい景観と快適で安全な都市機能をつくまち （都市・建設・交通・防災） 4 自然と生活が調和した環境をつくまち（環境） 5 交流と協働による未来を拓く活力あふれるまち（産業・行政）</p> <p>基本目標3 美しい景観と快適で安全な都市機能をつくまち</p> <p>■施策の方向性：①公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「甲斐市パークマネジメントプラン」に基づき、市民ニーズの把握や協働の観点からの賑わい創出と利便性向上を図るとともに、公園を活用した市の新たな魅力発信に取り組みます。 ・既存の公園・緑地、また新たに整備する公園は、地域住民の理解と協力のもと、必要に応じて機能の更新を図り安全性の確保に努めるほか、高齢者等に配慮したバリアフリー化を推進する等、利便性の向上を図ります。 ・各公園への防災機能の拡充について検討を継続するとともに、防災公園以外の公園にも防災設備を整備することで、新たな防災公園や一次避難地としての位置付けを図ります。 <p>■成果指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>達成目標指標</th> <th>現状値 (令和5年度)</th> <th>令和11年度 目標値</th> <th>令和16年度 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人あたりの 都市公園面積</td> <td>7.2 m²/人</td> <td>7.8 m²/人</td> <td>8.0 m²/人</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標指標	現状値 (令和5年度)	令和11年度 目標値	令和16年度 目標値	一人あたりの 都市公園面積	7.2 m ² /人	7.8 m ² /人	8.0 m ² /人
達成目標指標	現状値 (令和5年度)	令和11年度 目標値	令和16年度 目標値						
一人あたりの 都市公園面積	7.2 m ² /人	7.8 m ² /人	8.0 m ² /人						

甲斐市都市計画
マスター プラン
令和3年度改訂
(令和4年3月)

第3章全体構想 3-2都市施設等の構想 (3)公園・緑地 ①公園緑地の基本的な考え方 本市の公園・緑地は、本市のシンボルとなっている赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)や敷島総合公園、玉幡公園(Ka i・遊・パーク)、双葉水辺公園など、街区公園5か所、近隣公園7か所、地区公園2か所、総合公園2か所、運動公園2か所の計18か所の都市公園が整備されています。 【公園・緑地の基本的な考え方】 <ul style="list-style-type: none">・良好な住環境の向上を目指し、本市における人々の憩い・交流・レクリエーションによるコミュニティの形成の場として、また、生態系の維持・形成の場として、そして、災害・防災面も考慮し、既存施設の機能の充実を図ります。・公園・緑地と周辺に広がる豊かな山々や河川といった自然環境との連続性に配慮し、それらを結び付けることで、本市全体として自然環境が感じられるように努めます。 ②公園・緑地の構想 ■人々の憩い・交流・レクリエーションによるコミュニティの形成の場として、既存施設の機能の充実を図るとともに、地域住民の協力を得ながら、市街地内における身近な緑として、維持管理及び保全に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none">・運動公園として開設されている釜無川スポーツ公園(西八幡公園)、総合公園として開設されている赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)、敷島総合公園は、市内外の人の憩いや交流及びレクリエーションによるコミュニティの形成の拠点として、また、防災機能を有しているやはた公園と島上条公園は地域の防災拠点としての役割を担っているため、地域住民の理解と協力のもと、既存施設を有効に活用します。・令和2年4月のやはた公園の開園により、市民(令和2年国勢調査)一人当たりの都市公園面積は7.3m²となっていますが、引き続き、「第2次甲斐市総合計画」で定める目標値の達成に向け都市公園の整備を進めます。・既存の公園・緑地、また、新たに整備する公園は、地域住民の理解と協力のもと、必要に応じて機能の更新を図り、安全性の確保に努めるほか、高齢者等に配慮した園路・広場、トイレ、駐車場案内看板等のバリアフリー化など、利便性の向上を図ります。・やはた公園、島上条公園、竜王中部公園では、避難生活に必要な設備などの災害に備えた防災公園として整備されており、今後とも、各公園への防災機能の拡充についても検討します。また、防災公園以外の公園にも、防災設備を整備し、新たに防災公園へ位置づけることを検討します。・公園・緑地等の緑は、公共空間としてだけでなく、グリーンインフラとして、防災・減災、生物多様性保全、水循環の維持等の観点から、保全及び有効活用によるまちづくりに取り組みます。 第4章ゾーン別構想 4-2市街地ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて (2)まちづくりの構想の設定 【人々の憩いや触れ合いがあふれる交流の場の形成】 <ul style="list-style-type: none">・既存の公園・緑地については、交流や憩いの場としての活用を促すため、地域住民や利用者等のニーズに応じ、高齢者等に配慮したバリアフリー化や防災機能の拡充についても検討するとともに、協働の観点から市民、団体などによる公園の維持管理を進めていきます。また、ニーズに応じた新規整備などを検討します。 【地域の活力を支える産業空間の形成】 <ul style="list-style-type: none">・国道20号、(主)甲府韭崎線、(主)甲府南アルプス線(アルプス通り)、(都)田富町敷島線、(市)三味堂村上線などの幹線道路の沿道については、自動車交通に対する利便性の高さを活かした沿道サービス施設、商業施設の維持・集積を図るほか、後背地における良好な生活環境の維持を図るために、必要に応じて地区計画などの適用について検討します。

<p>甲斐市国土強靭化 地域計画 (令和4年3月)</p>	<p>第6章 脆弱性評価と推進方針（目標1） 目標1 直接死を最大限防ぐ 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定 多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生</p> <p>【重点】1-1-2 インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 ■都市公園の整備 ・公園施設の将来的な更新、長寿命化等の方針を定めた「甲斐市公園施設長寿命化計画」を平成29年3月に策定し、この計画に基づき、計画的な管理・修繕を行っている。 ・「甲斐市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な施設の管理・修繕を行う。</p> <p>【重点】1-1-4 災害に強いまちづくりの推進 ■防災機能を備えた公園への見直し ・現在、都市公園のうち、「島上条公園」、「竜王中部公園」、「やはた公園」の3園を、防災公園として位置づけている。当該公園には、備蓄倉庫のほか、耐震性貯水槽、かまどベンチ、マンホールトイレ設置スペースなどが備えられている。防災公園に位置づけていない都市公園の多くは、現在、避難場所としての機能以外は有していないため、今後は防災機能を備えた公園として災害時に活用できるよう見直しを行う必要がある。 ・現在、防災機能を有していない都市公園、市立公園について、今後、関係部署と調整し、国や県の補助金、交付金等を活用しながら、必要な機能の追加整備を検討する。</p> <p>1-3 豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p> <p>【重点】1-3-1 浸水被害等を防止する排水施設の整備 ■雨水・排水対策の充実 ・近年、ゲリラ豪雨と宅地開発の影響により、水位が急激に上昇し、水路や道路側溝の許容量を超えて、道路冠水や住宅に浸水する箇所が増えている。また、水路の断面積の拡大を進めて、流下先が他市町村になるため、水路整備には期間・費用負担などの課題がある。そのため、小中学校や公園等の公共施設に雨水貯留浸透施設の整備を推進する必要がある。 ・推進方針 ゲリラ豪雨による道路冠水や住宅浸水を防ぐため、関係部署と連携し、公共施設にグラウンド貯留や雨水貯留浸透施設等の整備を検討する。</p>
<p>甲斐市地域防災計画 (令和7年8月)</p>	<p>本編 風水害・その他災害編 第2章 災害予防計画 第4節 防災施設・資機材の整備計画 第2 防災機能を備えた公園の整備 大規模災害に備え、一次避難地等としての機能を備えた公園（防災公園）を整備する。現在、市内の防災公園は3箇所整備済みであり、山梨県緑化センター跡地に新たに整備する「（仮称）篠原地区公園」については、一次避難地としての防災機能を備えた都市公園として整備を進めている。また、既に供用開始している赤坂台総合公園についても、既存施設に防災機能の拡充を行うことにより、一時避難地としての機能やその他防災機能を備えた都市公園として整備を行っていくこととする。今後も、計画的に防災公園や防災機能を備えた公園の整備を進める。 (1) 備蓄倉庫等を備えた管理施設等の整備 大規模災害に対処するための防災資機材や非常食等を保管できる備蓄倉庫、救援物資集積所等に利用可能なホールを備えた施設を公園内に整備する。 (2) 芝生広場の整備 応急仮設住宅等の建設に対応できる芝生広場を整備する。</p>

	<p>(3) その他施設の整備 大規模災害時に使用できるマンホールトイレの設置スペースや かまどベンチ等を整備する。</p> <p>地震編 第2章 災害予防計画 第2節 地震に強いまちづくりの推進 第4 市街地対策 2 公園の整備 公園や緑地は、市街地における緑のオープンスペースを確保し、市民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。 公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、今後も小規模の公園も含めた公園の新設、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。</p> <p>資料編 ■防災備蓄倉庫一覧 玉幡公園防災備蓄倉庫 50.0 m²</p> <p>■仮設住宅建設予定地 龍王地区 玉幡公園 62戸</p> <p>■市内緊急輸送道路一覧 (県指定) 2 第二次緊急輸送道路 (市域) 主要地方道 甲府南アルプス線 昭和町境～南アルプス市境</p>
<p>甲斐市公共施設等 総合管理計画 令和3年度改定 (令和4年2月)</p>	<p>4. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 4.2. 数値目標 (1) 公共施設 <保有量の削減目標の設定> 公共施設の保有量の目標：延床面積を今後30年間（令和28年度まで）で20%削減 4.3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 (5) 統廃合・機能集約等の推進 【公共施設】 ○人口動向や財政状況等を踏まえ、必要な公共サービスの水準を維持していくため、複数ある同一用途の施設については、施設の更新時等において順次、集約化を目指します。 ○施設の更新を行う場合は、機能の複合化や減築を原則として、人口の動向や住民需要、周辺施設の立地状況及び類似施設の状況等を踏まえ、適正な規模を検討します。 ○統廃合・複合化に際しては、総量適正化の観点から延床面積縮減のため、原則、既存施設と同等面積以下とすることとします。 ○合理的理由により、新たに施設を整備する場合は、施設の統廃合等を行い、市全体の施設総量（総延床面積）が増加しないようにします。</p> <p>5. 施設類型ごとの取組方針 5.1. 公共施設 (3) スポーツ・レクリエーション系施設 【取組方針】 ・必要な改修を行うとともに、定期的な点検の結果や設備の不具合状況を確認しながら、利用者の安全確保を図り施設を維持します。 ・屋内プールは市内民間施設と重複していることから、施設の更新時等においては、利用状況等を踏まえ、集約化等の適正配置について検討します。 ・保養施設は3施設とも老朽化による修繕箇所が年々多くなっているため、建物や各設備の耐用年数等を鑑み、今後、大規模な改修や多額の設備の更新等が必要となるため、利用状況、費用対効果などを踏まえ、集約化を含めた、施設の存廃などを検討し、早期に検討結果の履行をします。</p>

<p>甲斐市公園施設 長寿命化計画 令和7年度改定 (令和7年4月)</p>	<p>6. 日常的な維持管理に関する基本の方針 公園施設の異常を発見した場合は、使用禁止等の措置により事故等を予防する。また、この時点での予防保全型管理の施設（建築物や遊具）の場合は健全度調査を実施し、補修もしくは更新等を判定し対策を講ずる。</p> <p>7. 公園施設の長寿命化のための基本方針 定期報告を要する建築物等については、山梨県が定める建築基準法施行細則に基づき定期点検を実施して施設の劣化及び損傷を把握し、必要に応じて長寿命化対策の実施について検討する。</p> <p>（様式2）公園施設長寿命化計画調書（都市公園別） 公園名：玉幡公園 施設名称：屋内プール・駐車場・時計塔 長寿命化に向けた具体的対策 ・釜無川レクリエーションセンターとの集約・複合化を検討し、別途個別に整備計画を策定する。</p>
<p>玉幡公園総合屋内プール施設整備計画 (令和7年3月)</p>	<p>5. 施設整備計画の立案 5.1 整備方針 整備計画1：既存施設を全面改修し、温水プールの機能を維持する ・プール、アリーナなどの施設及び換気空調などの建築設備を全面的に改修し、魅力があり市民からの需要の高い温水プールの機能を維持する。 ・既存のリラクゼーションプールは、整備計画2の温浴施設機能と重複するため、休憩スペース等へ再整備する。 整備計画2：温浴施設を整備し、既存施設との相乗効果を生み出す ・釜無川レクリエーションセンターとの集約・複合化を図り、新たに温浴施設を整備し既存施設と併せて運営することで、相乗効果を生み出す。 ・温浴施設は浴槽やサウナ等を整備する。ただし、温泉掘削はせず既存の汲み上げている地下水を加温した設備とする。 ・当公園は甲斐市地域防災計画で仮設住宅建設予定地となっていることから、災害時には避難者へ温浴施設を開放し、憩いの場としての機能を持たせる。 整備計画3：飲食休憩スペースを整備し、集客にぎわいを創出する ・新たに飲食休憩スペースを整備することで、施設利用者の利便性を向上させ、集客にぎわいを創出する。 整備計画4：公園の機能充実のため、駐車場の再整備を実施する ・上記計画の実施に伴い、駐車場不足が懸念されることから、駐車場の再整備を実施する。</p>

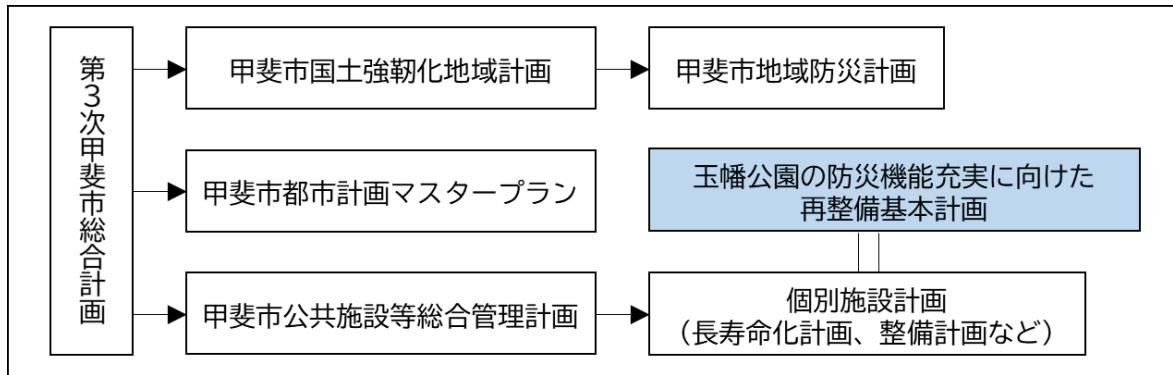


図2.1 玉幡公園の防災機能充実に向けた再整備基本計画の位置付け

3. 条件整理

(1) 計画予定地の周辺概況

本公園は県道甲府南アルプス線（アルプス通り）に面した交通利便性の高い場所に位置し、周辺には1級河川の釜無川があり美しい自然景観が望める地域である。本市の人口は今後減少に向かうとされているが、現在は微増傾向にあり、本公園の周辺自治会の人口も同様に微増傾向にある。周辺地域が人々の生活拠点になっている他、付近には医院や大型店舗が多く建設されている立地であり、様々な機能が集積されている地域である。

(2) 都市計画決定について

本公園に関する当初都市計画決定情報は次のとおりである。

都市計画区域：甲府都市計画区域

公園番号と名称：4・3・20号 玉幡地区拠点公園

都市公園の種別：地区公園

都市計画決定日：平成14年11月26日

計画決定面積：約3.1ha（内供用済面積：3.1ha）

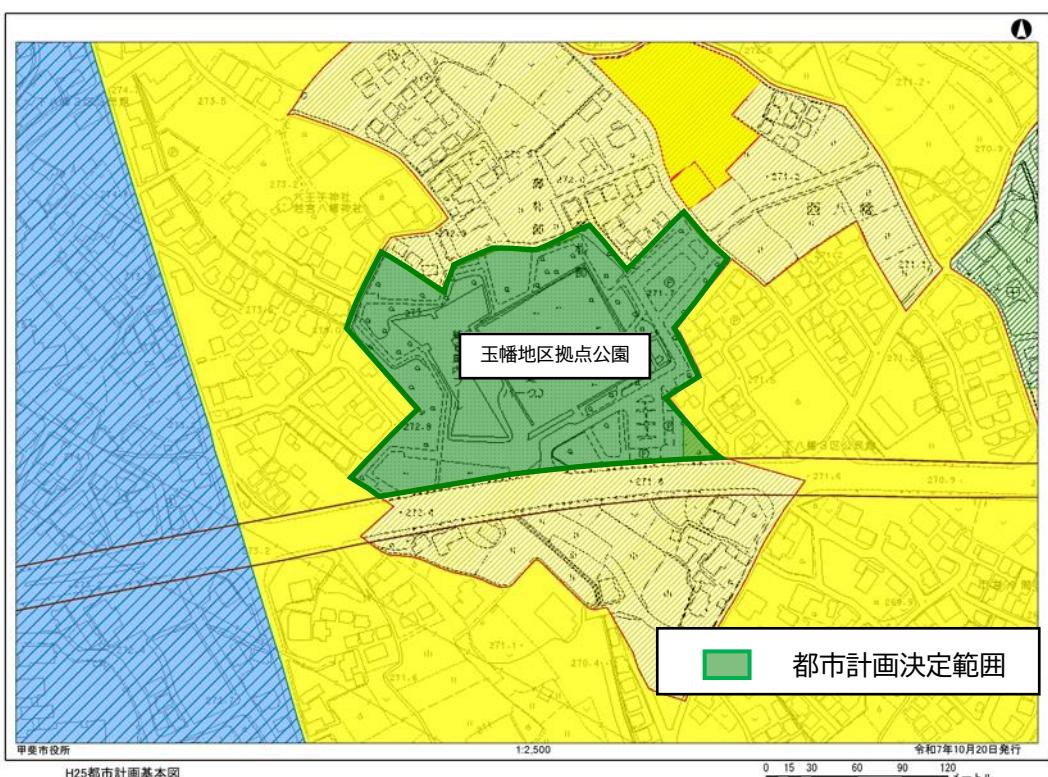


図 3.2.1 都市計画総括図（玉幡地区拠点公園周辺抜粋）

(3) 公園の現況

本公園の主な既存施設は次のとおりである。

①入口（公園南側）	①入口（公園南東側）	①入口（公園南西側）	①入口（公園南西側）	①入口（公園北西側）
①入口（公園北西側）	①入口（公園北側）	①入口（公園北東側）	①入口（公園北東側）	①入口（公園東側）
②車両入口（公園南側）	②車両入口（公園東側）	③屋内プール	④管理棟・トイレ	⑤時計塔
⑥芝生広場	⑦遊具	⑧景観木の小広場	⑨木立の庭	⑩せせらぎの庭
⑪芝生小広場	⑫修景水路	⑬園路	⑭水飲み場	⑮ベンチ
⑯駐車場	⑰身障者用駐車場	⑱駐輪場	⑲防災倉庫	



① 入口	公園広場への歩行者用進入口。 公園外周部に10箇所。	⑪ 芝生小広場	上記の広場等以外に、園内複数箇所にある芝生小広場。
② 車両入口	公園駐車場への車両用進入口。 公園外周部の南側と東側に1箇所づつ、全2箇所。	⑫ 修景水路	芝生広場外周を一周する水路。
③ 屋内プール	本公園のシンボルともいえる施設。25mプール、歩行用プール、子ども用プール、リラクゼーションプール、トレーニングルームがある。（現在休館中）	⑬ 園路	園内を1周囲み、各入口から芝生広場等に接続するよう設置されている。豆砂利洗出舗装が施されている。
④ 管理棟・トイレ	公園管理用の事務所、公園利用者用トイレがある。	⑭ 水飲み場	園内2箇所に設置されている。
⑤ 時計塔	公園南側の芝生広場から見えやすい位置に設置されている。	⑮ ベンチ	園内複数箇所に設置されている。
⑥ 芝生広場	公園中央部に位置する、約0.65haの面積の多目的広場。散水機能（スプリンクラー）の設置あり。	⑯ 駐車場	87台駐車可能。 園内に2箇所あり、南側と東側に位置している。
⑦ 遊具	公園北西側の広場に、ネット遊具や滑り台等が設置されている。	⑰ 身障者用駐車場	8台駐車可能。 屋内プール入口周辺にある。
⑧ 景観木の小広場	芝生広場周辺に3箇所ある、約0.15haほどの小広場。 内1箇所には健康遊具が設置されている。	⑱ 駐輪場	園内に6箇所、約100台駐輪可能。
⑨ 木立の庭	公園外周部に5箇所ある、約0.34haほどの緑地。	⑲ 防災倉庫	公園南西部に位置し、壁式鉄筋コンクリート造地下1階50m ² の防災倉庫が設置されている。
⑩ せせらぎの庭	屋内プール東側に面する植栽スペース。		

(4) 公園利用実績

本公園は屋内プール施設があり、日頃より市内外を問わず多くの利用者に親しまれている。

令和2年から令和5年の本公園屋内プールの年間利用者数の推移は次のとおりである。

利用者数（屋内プールのみ）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	350	5,459	5,171	5,865
5月	0	5,609	5,864	6,004
6月	3,445	5,503	6,959	7,026
7月	4,938	7,384	8,003	9,086
8月	6,455	6,914	7,214	10,199
9月	5,441	4,905	5,840	6,489
10月	5,547	4,969	5,672	5,935
11月	3,660	3,759	4,027	4,556
12月	4,028	4,515	4,588	4,919
1月	4,769	4,650	4,529	4,906
2月	5,000	3,764	5,347	5,038
3月	4,702	4,836	5,205	1,137
合計	48,335	62,267	68,419	71,160
月平均	4,028	5,189	5,702	5,930

△表3.4.1 玉幡公園総合屋内プール月別利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	年平均
年間利用者数	48,335	62,267	68,419	71,160	250,181	62,545

△表3.4.2 玉幡公園総合屋内プール年別利用者数

(5) 周辺人口

人口減少社会にある中で、本市においても将来的にある程度の人口減少が推計されているが、現状本市の人口は微増傾向にある。本公園を中心として半径約1km圏内にかかる15自治会のうち、自治会区域住宅密集地の50%以上がこの圏域に含まれる13自治会の人口について、これを本公園周辺人口として定義すると、周辺人口も市と同様に微増傾向にある。該当自治会と周辺人口の推移については次のとおりである。

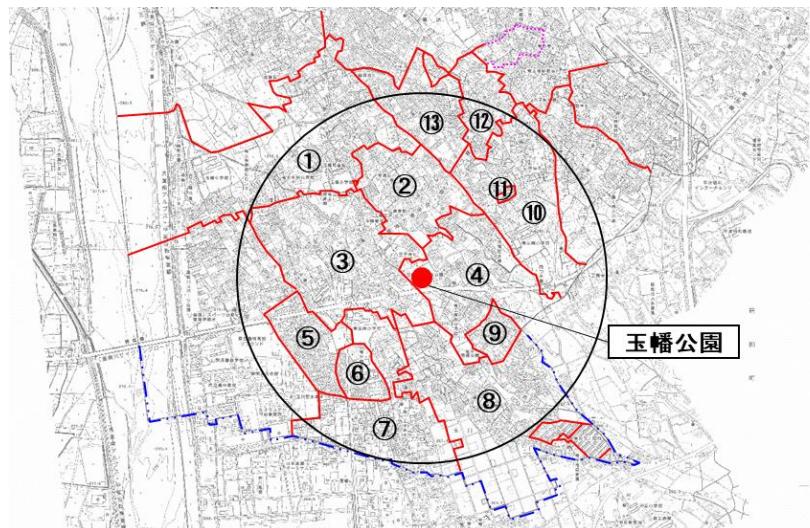


図3.5.1 周辺自治会区域図

自治会名	H22.3	H27.3	R2.3	R7.3	増減
① 中八幡区	1,958	2,032	2,236	2,248	290
② 下八幡1区	783	769	803	852	69
③ 下八幡2区	2,002	1,878	1,863	1,958	△ 44
④ 下八幡3区	875	857	793	811	△ 64
⑤ 八幡新田2区	767	732	731	678	△ 89
⑥ 月林区	248	281	507	510	262
⑦ 玉川西区	1,303	1,353	1,340	1,316	13
⑧ 玉川東区	1,823	1,815	1,787	1,793	△ 30
⑨ 南区	424	457	515	496	72
⑩ 田中区	1,040	956	981	1,073	33
⑪ 田中2区	103	93	74	77	△ 26
⑫ 榎西区	500	513	533	478	△ 22
⑬ 仲新居区	1,035	1,009	989	980	△ 55
計	12,861	12,745	13,152	13,270	409

表3.5.2 周辺人口推移 (出典: 甲斐市人口統計資料)

(6) 防災上の役割

一般的に災害時に都市公園に求められる役割としては、避難者の受け入れをはじめとして、火災の延焼防止、救護活動や復旧・復興にかかる活動拠点となることなどがあげられる。

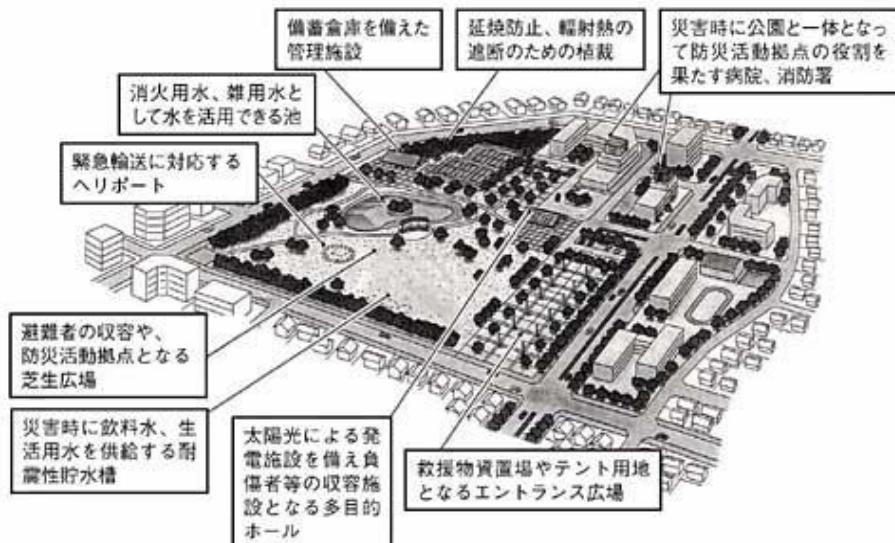


図 3.6.1 防災公園のイメージ 出典：「国土交通省 都市局 公園緑地・景観課HP」より

現在本公園は「甲斐市地域防災計画」（以下、地域防災計画）において、仮設住宅建設予定地¹（62戸）として位置づけられている。

公園機能としては、発災時に緊急避難場所として利用可能な広場があるほか、防災備蓄倉庫も設置されている。また、公園南側を通る主要地方道甲府南アルプス線は第二次緊急輸送道路に指定されている。

本公園は緊急避難の場や、仮設住宅での避難生活の用に供する場としての利用が予想されるほか、周辺交通利便性の高さや立地条件から周辺地域の災害対応活動拠点として利用される可能性もある。

¹ 仮設住宅とは、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住居がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して行政から貸与されるもののことであり、仮設住宅建設予定地とは、その建設が予定されている場所のこと。

(7) 災害リスク分析

本公園に防災機能の拡充を行うにあたり、必要な防災機能の検討のため、本公園周辺にて想定される災害リスクについて分析を行う。分析にあたっては、「甲斐市立地適正化計画」にて検討が行われた市内全域の災害リスク分析に基づき、本公園周辺の災害リスクについて確認を行う。

① 洪水浸水によるリスク（浸水深）

洪水による浸水リスクは、L1（計画規模降雨）とL2（想定最大規模降雨）で想定されているが、本公園はL1は0m以上0.5m未満、L2は0.5m以上3.0m未満のエリアに立地している。

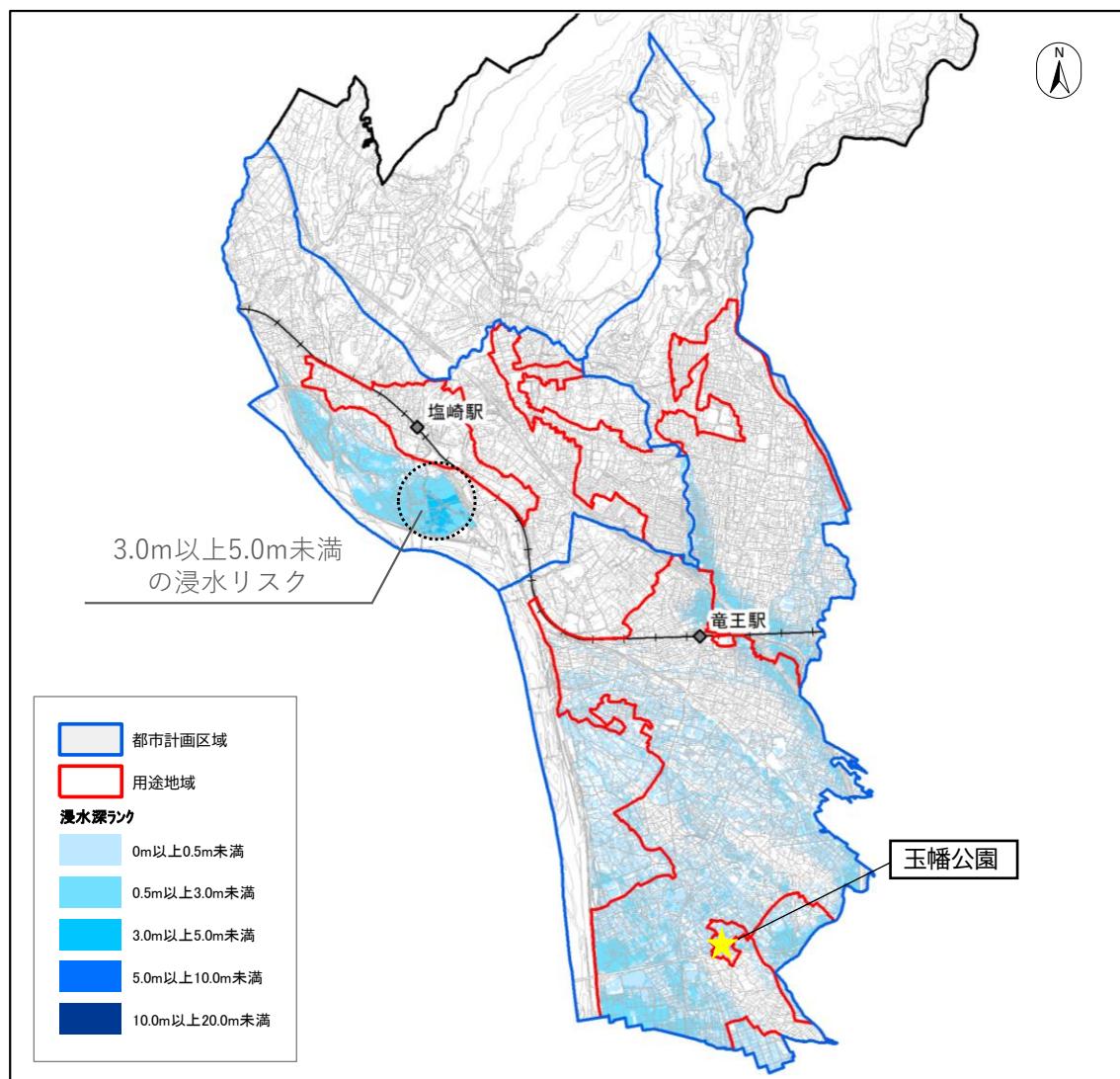


図 3.7.1 L1：計画規模降雨（100年に1回程度） 出典：甲斐市立地適正化計画

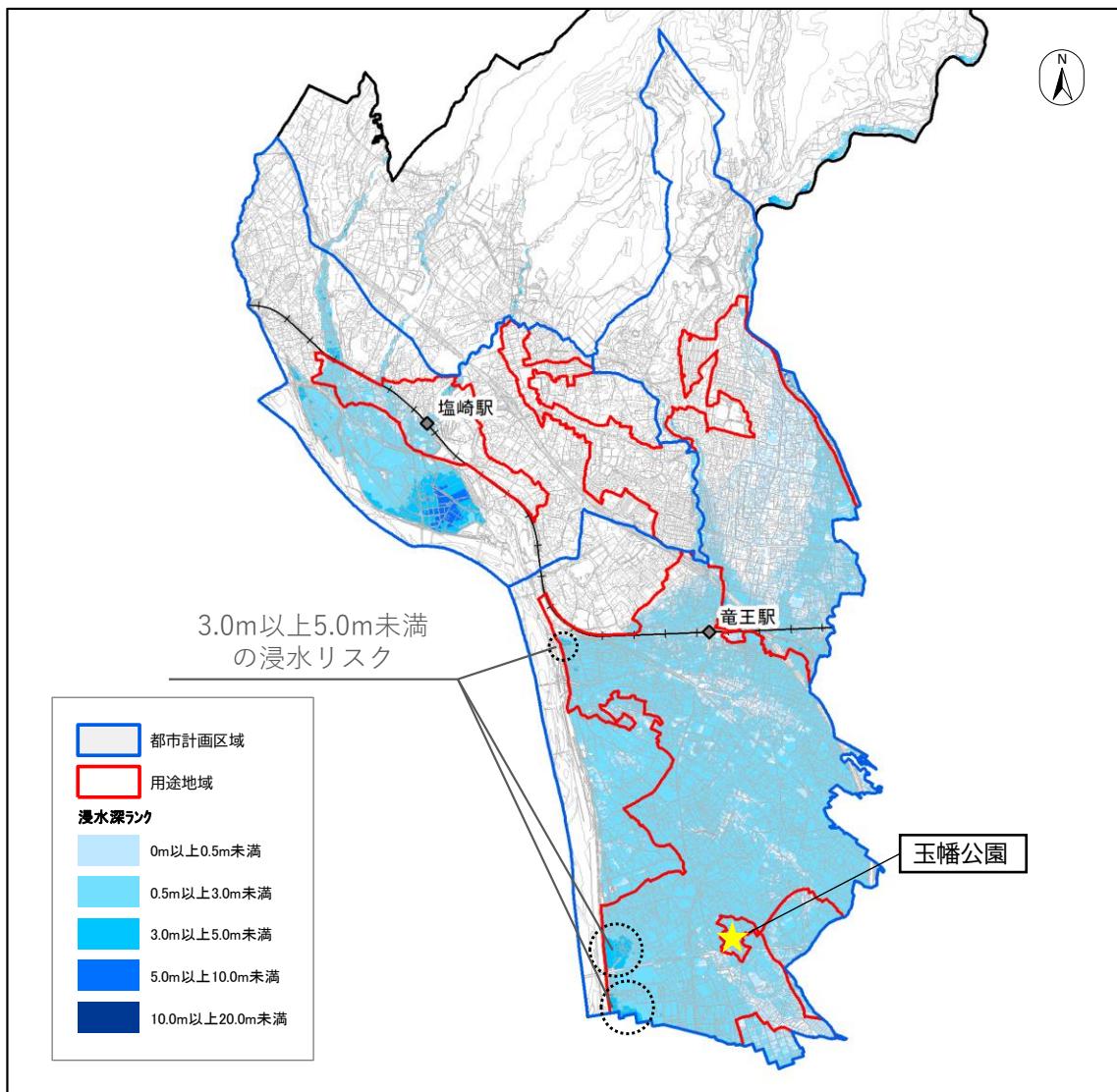


図 3.7.2 L 2 : 想定最大規模降雨 (1,000 年に 1 回程度) 出典：甲斐市立地適正化計画

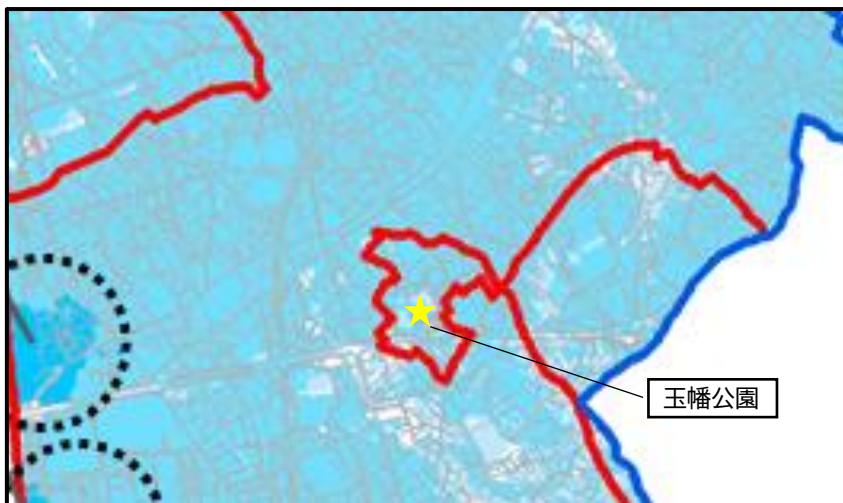


図 3.7.3
L 2 : 想定最大規模降雨
玉幡公園周辺拡大図

② 地震によるリスク

地震によるリスク分析では揺れやすさと液状化リスクの分析を行っている。揺れやすさの分析では本公園周辺は震度6弱程度の揺れが予想されており、液状化リスクの分析では液状化危険性は低い又は極めて低いものと予想されている。

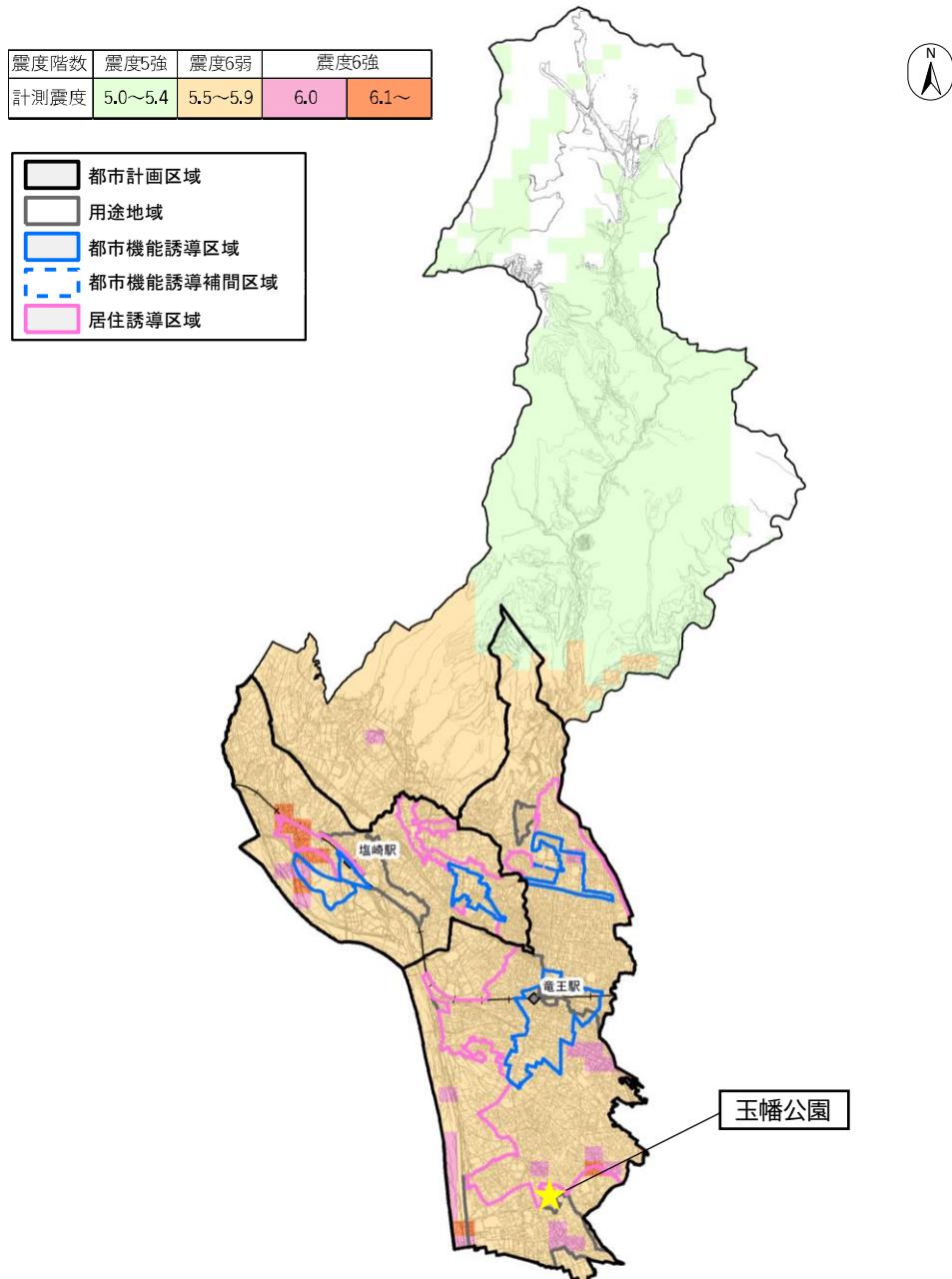


図 3.7.4 地震による揺れやすさ（南外トラフ東側ケース）

出典：甲斐市立地適正化計画

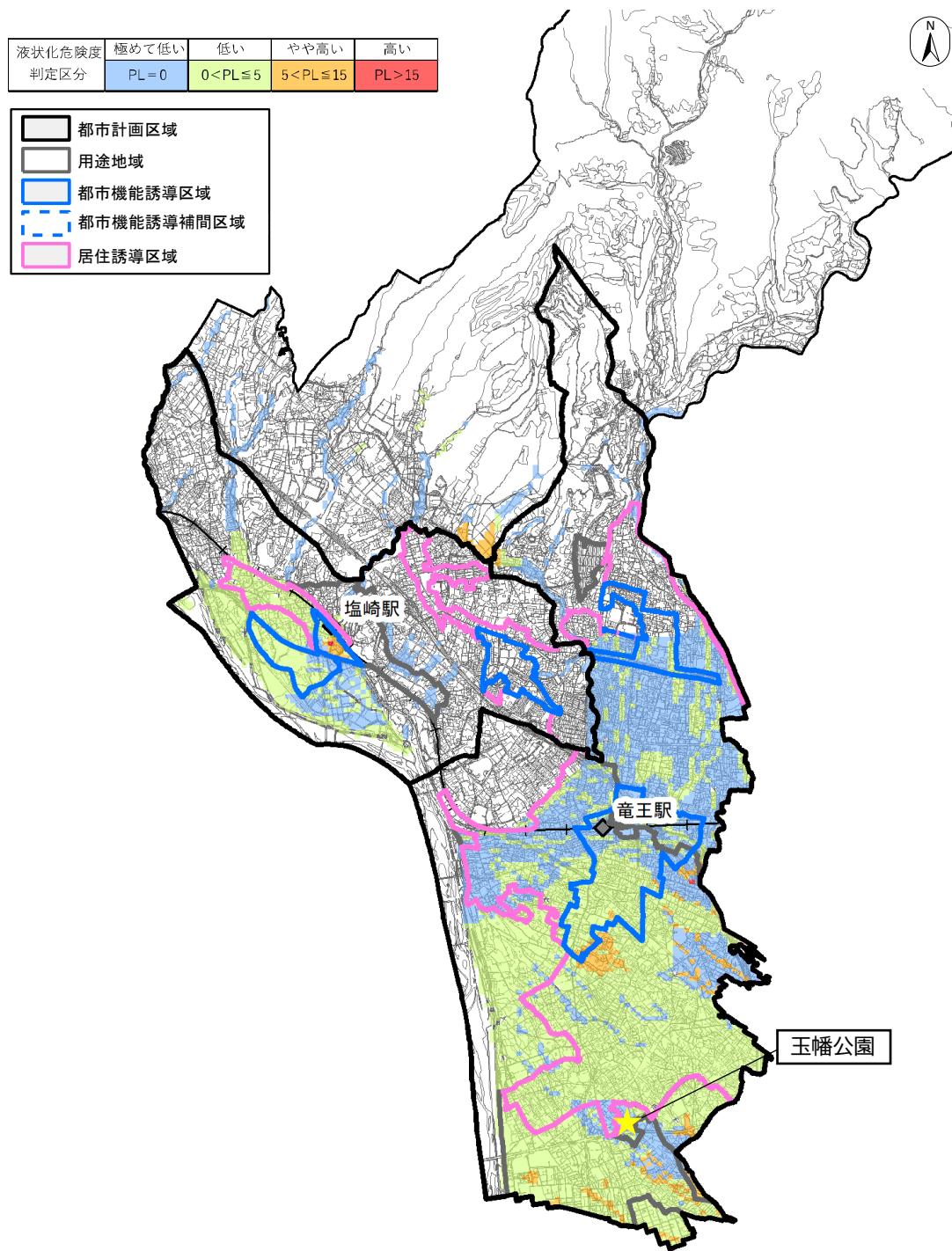


図 3.7.5 液状化のリスク（南海トラフ東側ケース）

出典：甲斐市立地適正化計画

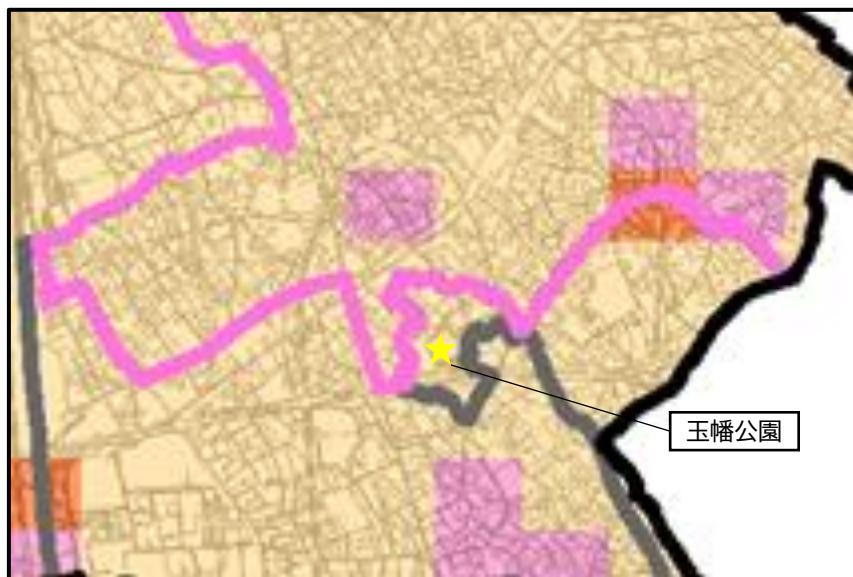


図 3.7.6 地震による揺れやすさ（玉幡公園周辺拡大図）

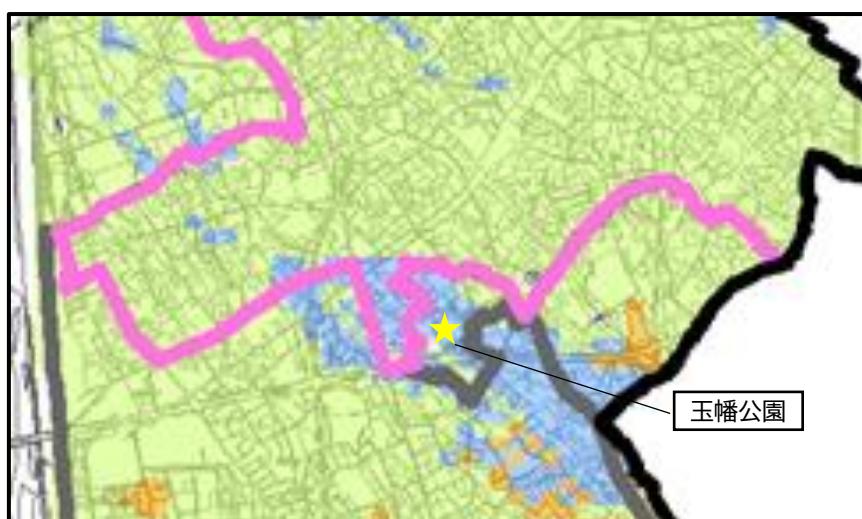


図 3.7.7 液状化のリスク（玉幡公園周辺拡大図）

(8) 防災関連施設の分布

市全体では防災公園は3箇所、指定避難所は22箇所、防災備蓄倉庫は6箇所に設けられている。また、市内にある病院のうち、3箇所が地域災害支援病院として指定されており、道路については市内の国道・主要地方道、及び一部市道が緊急輸送道路²に指定されている。

① 洪水浸水によるリスク×防災関連施設

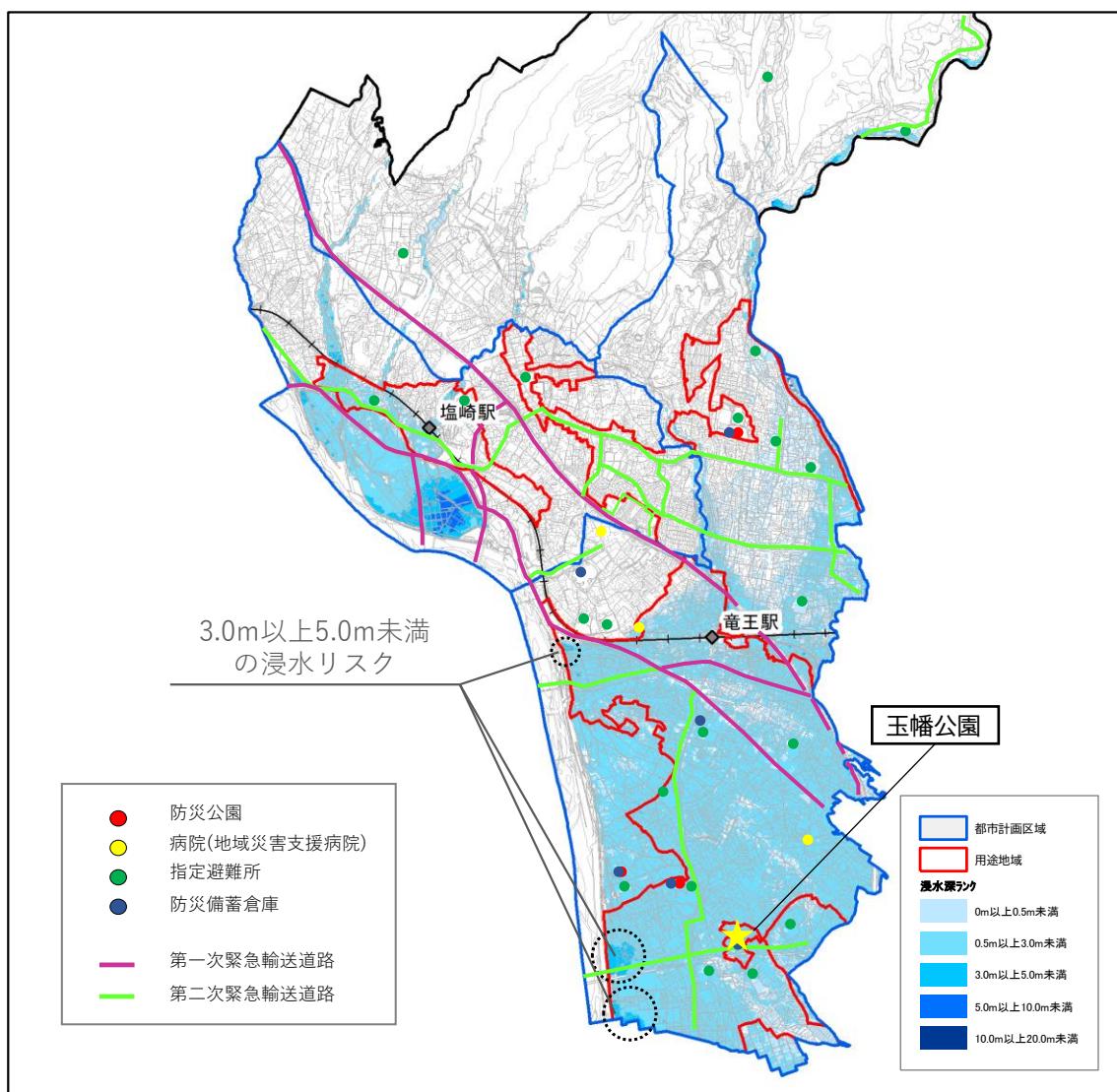


図 3.8.1 洪水浸水リスク分析（出典：甲斐市立地適正化計画）と防災関連施設

² 災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき重要な路線のこと。

② 地震によるリスク×防災関連施設

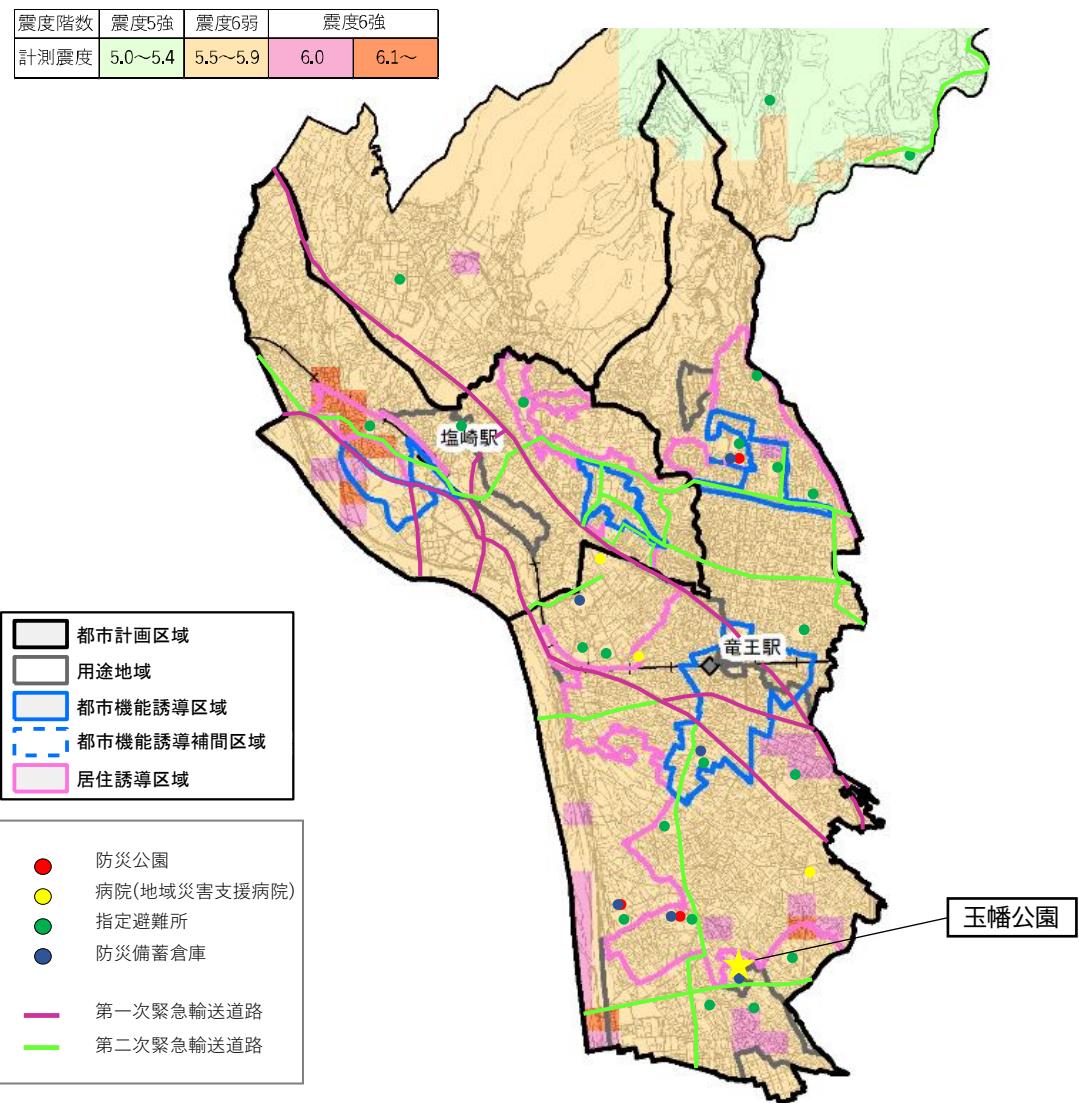


図 3.8.2 地震による揺れやすさ（出典：甲斐市立地適正化計画）と防災関連施設

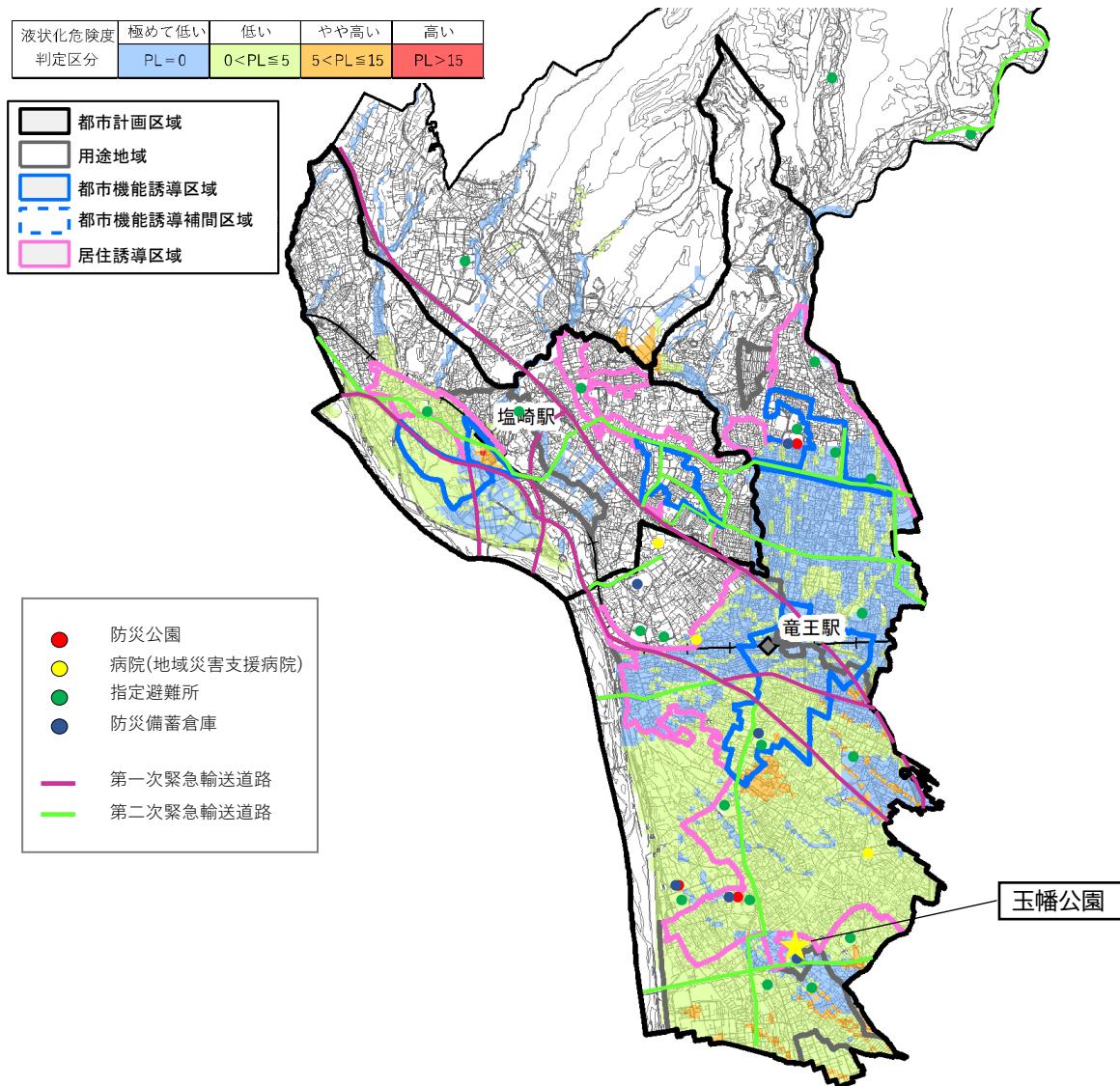


図 3.8.3 液状化のリスク（出典：甲斐市立地適正化計画）と防災関連施設

	施設数	浸水リスク	揺れやすさ	液状化リスク
		浸水区域内	震度 6 強以上	やや高い以上
防災公園	3	2	0	0
病院（地域災害支援病院）	3	2	0	0
指定避難所	22	12	2	0
防災備蓄倉庫	6	4	0	0

表 3.8.4 各リスクと該当防災関連施設数

(9) 避難想定

本公園に防災機能の拡充を行うにあたり、本公園が備えておくことが望ましい避難面積の算出を行うため、本公園における避難圏域の想定と、その圏域内人口から想定避難者数と必要な有効避難面積の試算を行う。なお、この想定は前述の面積算出のためのものであり、実際の避難計画とは異なる。

① 本公園の有効避難面積と収容可能人数

本公園の有効避難面積については、次のとおりである。

■ 有効避難面積 約 15,500 m ²
内 広場 13,000 m ²
駐車場 2,500 m ²

※広場面積とは、芝生広場及び緑地(植栽部を除く)の合計面積のことを指す

※駐車場面積とは、アスファルト舗装部分の面積のことを指す

「(改訂版) 防災公園技術ハンドブック」(以下、ハンドブックという)では公園内の有効避難面積は 50%~70%程度と想定されている。本公園の有効避難面積を上のとおりとすると、供用済面積に対して約 50%となっている。

次に、収容可能人数については「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン(改訂第2版)」(以下、ガイドラインという)の用途別の必要規模を参考に算出する。今回の想定では一時的な緊急避難の場としての想定を行う。これについてガイドラインでは、一人あたりの必要避難地面積について、最低 1 m²以上としている。しかし、この場合、避難者が避難地内部で動き回る余地がほとんどなく、これでは少しの混乱も吸収する余裕がないと考えられるため、ある程度余裕ある行動がとれるよう一人あたりの面積について 2 m²以上確保することが望ましいとされている。これらのことから、一人あたり面積 2 m²の避難場所として想定した場合の収容可能人数について次のとおり示す。

■ 収容可能人数
有効避難面積 ÷ 一人あたりの必要避難スペース
一人あたりの必要避難スペース
2 m ² /人 の場合
15,500 m ² ÷ 2 m ² /人 = 7,750 人

② 避難圏域の想定と圏域内自治会人口

ガイドラインでは関東大震災における要因別死者発生状況から、実質的な避難時間は1時間程度と想定しており、避難時の歩行速度については、子どもや高齢者も含まれることや非常時であることを加味して、一般的な歩行速度である4km/時の半分の2km/時程度として想定している。この想定を利用すると、実質的な避難時間であると想定される1時間以内に避難可能な距離は、2km程度となる。ただし、災害時に2kmの移動は子どもや高齢者には困難であると考えられ、より近隣の地区公園へ一時避難することも想定される。これらのことと踏まえ、半径約1kmにかかっている自治会エリアを避難圏域として想定し、その人口を圏域人口と仮定する。なお、自治会区域の50%程度がこの圏域に含まれる2自治会については、人口の1/2を圏域人口と仮定する。

圏域人口となる1km圏域内にある自治会ごとの人口は次のとおりである。

	自治会	人口		自治会	人口
1	中八幡区※1/2	1,124	8	玉川東区	1,793
2	下八幡1区	852	9	南区	496
3	下八幡2区	1,958	10	田中区	1,073
4	下八幡3区	811	11	田中2区	77
5	八幡新田2区	678	12	榎西区※1/2	239
6	月林区	510	13	仲新居区	980
7	玉川西区	1,316	合計	R7.3月末	11,907

表3.9.1 圏域内自治会人口 (出典:甲斐市人口統計資料)

圏域人口について、ハンドブックでは昼間人口³が夜間人口⁴を上回る場合は昼間人口を採用することとあるが、令和2年度の国勢調査によると、本市は夜間人口の方が多いことから、夜間人口を圏域人口として採用する。

夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比率
75,313	58,828	78.11135

表3.9.2 昼夜間人口と人口比率

(出典:令和2年国勢調査)

³ 常住人口に他の地域から通勤・通学してくる人口（流入人口）と他の地域へ通勤・通学する人口（流出人口）を加減算したもの。

⁴ 常住人口のこと。ある地域に定住している人口のこと。

③ 想定避難者数と必要避難面積

本公園の有効避難面積と避難圏域人口を参考に想定避難者数とそれに基づく必要避難面積の算出を行う。

国が行った平成 30 年 7 月豪雨災害（西日本豪雨）の被災住民に対するアンケート結果では、回答者の 9 割が何らかの手段で避難勧告を認識し、その内 4 割程度の被災者が実際に避難を行ったと回答している。令和元年台風 19 号災害にかかるものでは、回答者の 4 割程度が自宅での垂直避難を含む何らかの避難行動をとったと回答している。熊本地震災害にかかるものでは、回答者の 7 割程度が避難を行ったと回答している。地震防災対策の現状調査にかかる住民アンケートでは自宅が津波による浸水が想定されているエリアに住む回答者のうち、8 割以上が何らかの避難行動をとると回答している。

これらを参考に、圏域内人口のうち 7 割程度が避難行動をとると仮定すると、想定される避難者数と受け入れに要する避難面積は次のとおりである。

有効避難面積	避難可能人数		圏域人口
	1人/2m ²		
15,500 m ²	7,750 人		11,907 人

	想定人数	必要面積	不足面積
圏域人口 × 70%	8,335 人	16,670 m ²	△ 1,170 m ²

表 3.9.3 想定避難者数と必要避難面積

上の表を参照すると、圏域人口の 7 割程度が避難してくると想定した場合、有効避難面積が約 1,000 m²程度不足する。

(10) 現状の課題と方針

計画予定地、及び市内の状況などから抽出される課題とそれぞれの検討方針は次のとおりである。

① 有効避難面積に關すること

前項にて行った避難想定からは、既存施設のみでは避難面積が不足していることになる。実際にどれだけの人数を受け入れることになるかは定かではないが、都市公園の果たす役割の一つとして、避難想定程度の避難者数を受け入れられるようなスペースを確保できることが望ましい。また、本公園はアルプス通りに面し分かりやすい場所にあることから、災害時には多くの避難者が避難してくる可能性がある。そのような事態に陥った際に避難スペースの提供が行えるよう、有効避難面積の拡大に向けて検討を行う。

② 災害時の生活用水に關すること

本公園内になる既存運動施設（屋内プール）には緊急遮断弁が整備されており、災害時にはプールの水は排水されず、避難者等が生活用水として使用できるようになっている。また、今後増築する予定の温浴施設についても、同様の機能を整備し、災害時に使用できる生活用水の拡大に向けて検討する。

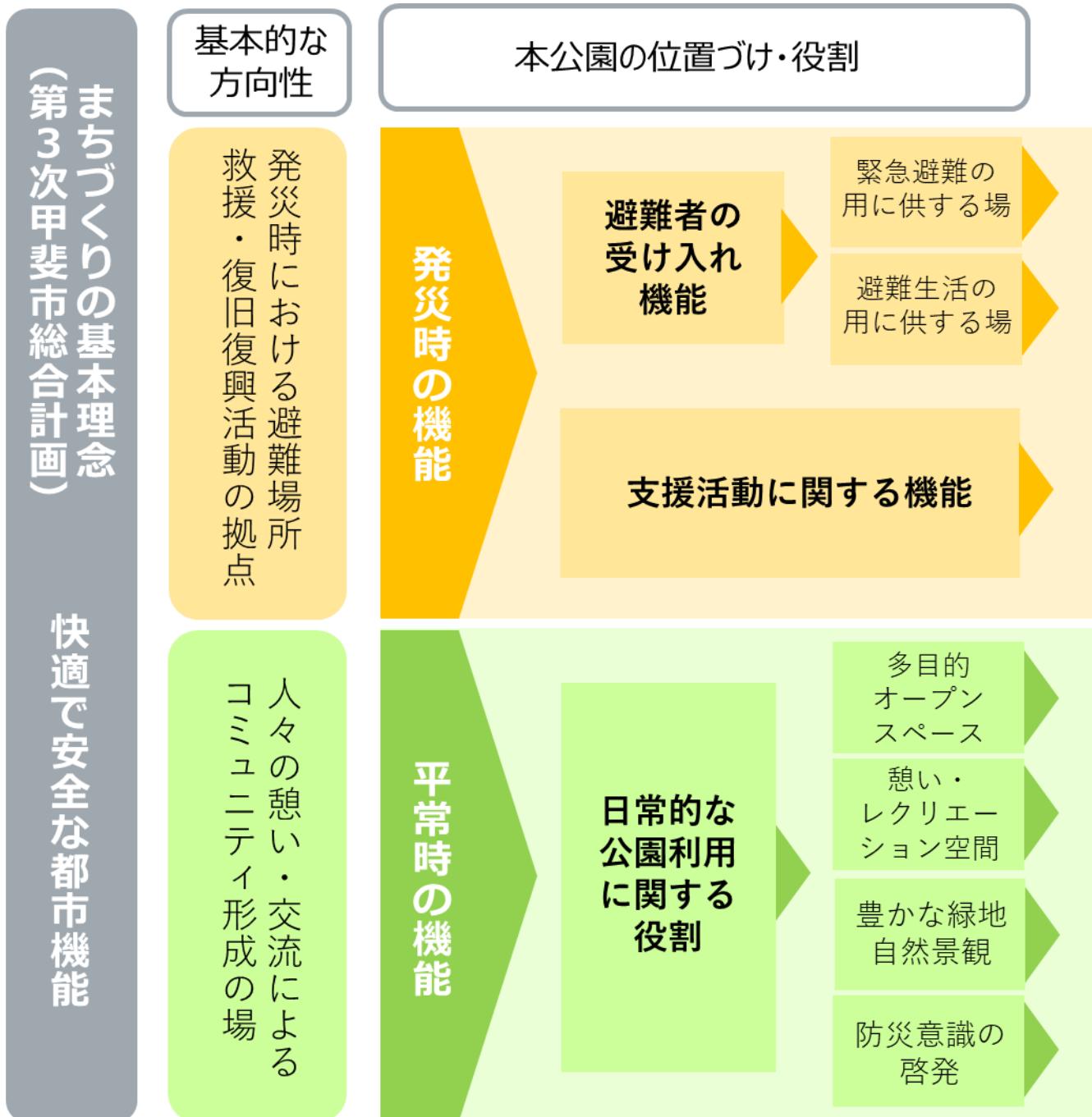
③ 仮設住宅建設予定地に關すること

本公園は、甲斐市地域防災計画において仮設住宅建設予定地となっており、被災後は多数の避難者の生活拠点となることが想定される。過去の国内の大規模災害では、長い避難生活などで体調を崩して亡くなる災害関連死の認定が相次いでいるとの報道もあり、仮設住宅での生活は避難者の心身負担が大きいと考えられる。

今後増築する予定の温浴施設は、仮設住宅での避難生活における災害関連死のリスク低減を図るため、避難者の憩いの場として利用できるよう、災害時にも使用できる施設に向けて検討する。

4. 整備に向けた基本方針

上位・関連計画や、計画予定地の周辺状況や課題などを踏まえ、公園整備に向けた基本的な方針を次のとおりとする。



必要な機能と公園施設の検討

災害による被害の軽減
安全な避難スペース
など

各種活動に対応する
安全な活動スペース
など

入口、外周形態
広場、園路、植栽
標識、非常用トイレ
非常用電源、非常用照明
防災備蓄倉庫 など

オープンスペース
遊戯スペース
植樹・植栽など

既存施設の維持・管理
緑地の保全・推進

ゾーニング・動線計画

5. 発災時機能・施設の検討

(1) 防災公園の種類と本公園の位置づけ

防災公園とは「地震に起因して発生する市街地火災や津波等の二次災害時、または水害時において国民の生命、財産を守り、大都市地域等において都市の防災構造を強化するために整備される、防災拠点、避難地、避難路等としての役割をもつ都市公園」としてガイドラインにて解説されている。

種類	役割	公園種別	面積要件
防災公園			
広域防災拠点の機能を有する都市公園	大震火災等の災害発生時において、主として広域的な復旧・復興活動の拠点となる	広域公園 など	おおむね50ha以上
地域防災拠点の機能を有する都市公園	災害発生時において、救護救援活動の前線基地、旧資機材や生活物資の中継基地となる	都市基幹公園 など	おおむね10ha以上
広域避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害発生時において、主として一つの市町村の区域内に居住するものの広域的避難の用に供する	都市基幹公園 広域公園 など	10ha以上
一次避難地の機能を有する都市公園	大震火災等の災害発生時において、主として近隣の住民の一時的避難の用に供する	近隣公園 地区公園 など	おおむね1ha以上
避難路の機能を有する都市公園	広域避難地またはこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難路となる	緑道 など	幅員10m以上
身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園			
身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園	大震火災等の災害発生時において、主として身近な防災活動の拠点となる	街区公園 など	500m以上

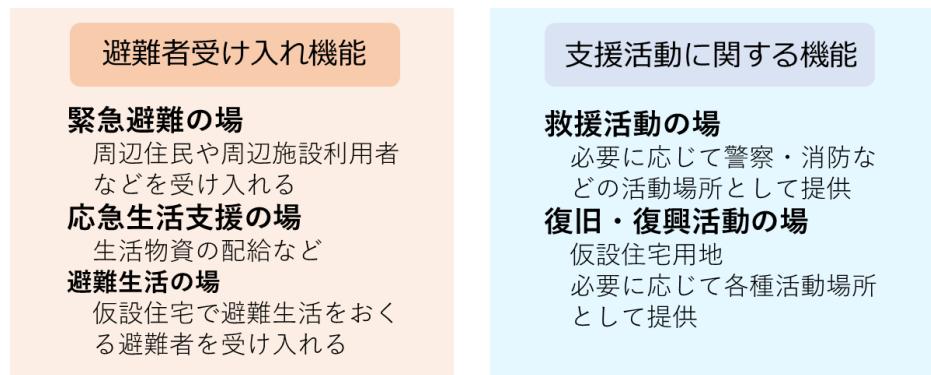
表 5.1.1 防災公園等の種類

本公園の公園種別は地区公園で、計画面積は約 3.1ha である。公園種別からは一次避難地の機能を有する都市公園に該当する。

本公園の機能想定としては、本計画内「3.条件整理」や「4.整備に向けた基本方針」の内容を踏まえ、一次避難地に類する利用の可能性も考慮した、防災機能を有する公園として位置づける。

(2) 本公園に求められる機能

本公園が想定する災害時の利用にあたって、求められる機能は次のとおりである。



(3) 災害時の時間経過に伴う利用の変化

実際の災害発生時には、周辺に分布する指定避難所などをはじめとした防災関連施設と役割分担をしながら避難者の受け入れなどを行っていく。本公園において予想される利用方法と、経過時間に伴う変化は次のとおりである。

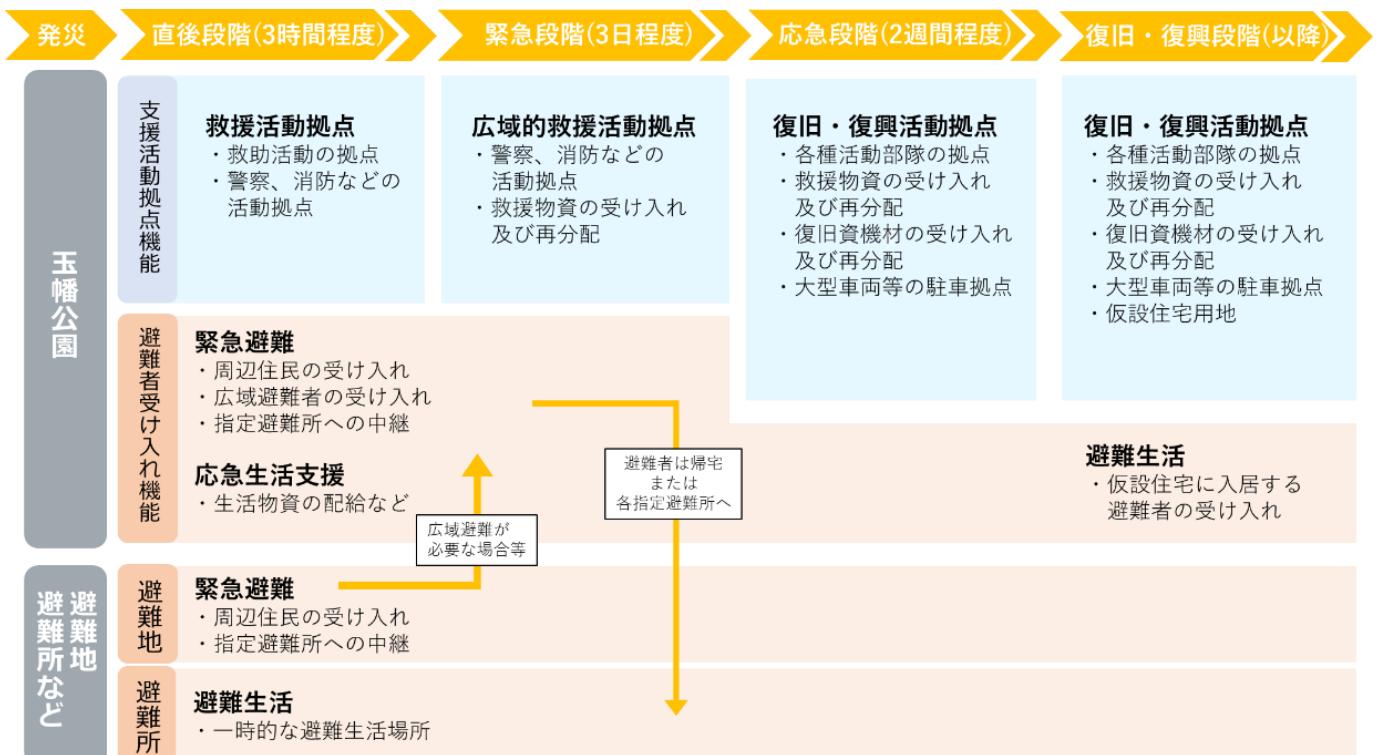


図 5.3.1 災害時の時間経過に伴う玉幡公園の利用方法の変化

(4) 一般的な防災機能と関連施設

本公園に導入する防災機能を検討するにあたり、ガイドラインにて想定されている一般的な防災機能と、防災関連公園施設、及びその他防災活用公園施設について次のとおり示す。

① 防災機能

災害時に求められる一般的な機能としては、次のことが考えられる。

機能	概要
避難 (一時退避、一時的避難及び広域避難)	市街地延焼火災、津波、洪水、家屋の消失や倒壊等により、避難を必要とする場合の一時的避難や広域避難、避難路、発災直後の一時退避
災害の防止と軽減、及び避難スペースの安全性の向上	市街地火災等の延焼防止や遅延、津波の減衰、及び避難スペース（避難広場等）の避難者を延焼火災の輻射熱から守り、避難地としての安全性を向上させる
情報の収集と伝達	警報や予報等の災害発生前の情報伝達、災害時の災害状況や被害状況、避難、安否、救助・救援、緊急・応急物資、及び生活関連の各種情報の伝達や収集。また、救援活動等の指揮・調整に係る情報収集と伝達
消防・救援、医療・救護活動の支援	消防機関等や地域住民による救助活動、防火・消火活動、医療・救護活動等の支援
避難及び一時的避難生活の支援	避難生活に必要となる飲料水や生活用水他の雑用水、非常用トイレ、照明・エネルギー、食料、生活用品、生活用資機材、一時的避難生活スペース、及び一時的避難生活や応急生活支援スペース等の提供
防疫・清掃活動の支援	検水や消毒等の防疫活動、清掃活動、ごみ処理やし尿処理活動等の支援
復旧活動の支援	仮設住宅や生活スペース、復旧活動拠点スペース、がれき等の一時置場等の提供
各種輸送のための支援	救助や救援等に必要となる物資や資機材、人員の輸送の拠点や中継地スペース、緊急用ヘリポート等の提供
徒步帰宅等の支援	徒步帰宅等に必要となる、飲料水やトイレ、情報等の提供や、帰宅困難者等のための一時滞在スペースの提供

表 5.4.1 災害時に求められる機能

② 防災関連公園施設

都市公園における一般的な防災関連公園施設は、次のとおりである。

防災関連公園施設等	災害時における機能、用途等
園路、広場他	
① 入口形態（整備形態）	
① 入口形態（整備形態）	公園内への避難や諸活動時の入口として、避難者や緊急車両等に対応できる整備形態
② 外周形態（整備形態）	緊急避難時の公園への入口からの進入や公園外周道路等の避難時の安全性の向上等に対応できる整備形態
③ 広場	市街地火災時等の安全性が確保、考慮された避難広場や一時避難場所
④ 園路	諸活動時の利用に対応できる規模や性能をもつスペース
⑤ ヘリポート	避難や諸活動時の動線として、避難者や緊急車両等の通行に対応できる園路
⑥ 植栽（防火樹林帯）	消防救援、医療・救護、各種物資輸送等のための緊急用ヘリポート
植栽	
⑦ 耐震性貯水槽	市街地火災等における延焼遅延や防止、避難広場等の安全確保のための植栽
水関連施設	
⑧ 非常用井戸	飲料用水、防火・消火用水、生活用水等様々な用途のための水を貯蓄
⑨ 水施設（池、水流等）	生活用水、その他様々な利用を想定する
⑩ 非常用便所	井戸ポンプ設置の場合は非常用電源が必要
⑪ 水施設（池、水流等）	防火・消火用水、生活用水等様々な用途のための水を貯蓄
⑫ 非常用便所	市街地延焼火災時の身体冷却用や熱気流・旋風の影響軽減にも役立つ
非常用便所	
⑬ 標識及び情報提供設備	災害時に必要となる様々なタイプの便所
⑭ 非常用便所	常設便所、貯水槽などとの兼用、埋設、ユニットタイプなど
情報関連施設	
⑮ 非常用放送設備	非常時における公園内の放送システムで、非常用電源が必要
⑯ 非常用通信設備	平常時のシステムを活用
⑰ 標識及び情報提供設備	防災行政無線の他、衛星通信、電話回線などで、いずれも非常用電源が必要
⑱ 標識及び情報提供設備	避難時の誘導に必要な標識類で、施設利用や操作等に必要な案内掲示板等も含む
⑲ 標識及び情報提供設備	停電夜間等の利用へ対応できる表示方法または非常用電源が必要
エネルギー、照明関連施設	
⑳ 非常用電源設備	災害時に必要となる公園内の照明や動力のための自家発電施設や太陽光等を利用した自然エネルギー活用型発電施設
㉑ 非常用照明設備	公園内及び周辺部の非常用照明で、非常用電源が必要
㉒ 非常用照明設備	誘導や施設利用・操作等のために必要なものを含む
備蓄倉庫	
㉓ 備蓄倉庫	各種防災関連品の備蓄を行う倉庫
㉔ 備蓄倉庫	耐震・耐火構造の他、備蓄内容によっては空調設備も必要
管理事務所	
㉕ 管理事務所	災害時の公園や施設の運用・管理、諸活動等の拠点として活用
㉖ 管理事務所	災害時の拠点施設として活用する場合は非常用電源が必要

表 5.4.2 防災関連公園施設

③ その他防災活用公園施設

前項あげた都市公園における一般的な防災関連公園施設の他、防災機能として活用が可能な公園施設は次のとおりである。

他の防災活用公園施設等	災害時における機能、用途等
修景施設	
<p>⑯ 植栽 緑陰等、避難生活スペースの機能を高めるもので、避難生活にあっては必要性がかなり高い。熱気流の防止や軽減、災害時のランドマークとしても活用できる</p> <p>⑰ 日陰だな 規模や形態によっては、各種活動や避難生活のスペースとして利用可能であり、非常用テントを設けるなどの工夫により活用する</p> <p>⑱ 樹林地 規模や形態によっては、津波災害時に一定の規模の津波に対して地形や樹木がもつ流体抵抗により津波のエネルギーを減衰させる</p>	
休養施設	
㉑ 休憩所 屋根つきスペースとして様々な活動拠点として活用	
㉒ ベンチ、野外卓 応急手当や救護等のスペース等として活用	
㉓ 野外炉・炊事場 避難生活における炊出しや調理場等として活用	
㉔ ピクニック場 避難スペース等として活用	
㉕ キャンプ場	
遊戯施設	
㉖ 徒渉池 池等と同様の開水面として活用が可能	
㉗ 遊具 大型遊具を含む遊具類で、テント設置やその他避難生活において活用	
運動施設	
㉘ 野球場、テニスコート 規模や形態等の条件によっては避難スペースとして活用	
㉙ サッカー場、ゴルフ場等 各種支援活動のための拠点や復旧活動の支援拠点として活用可能	
㉚ ゲートボール場 規模や位置によっては広場や芝生広場等と一体空間として活用	
㉛ 水泳プール 飲料水や生活水、防火用水等の雑用水として活用でき、付帯の屋内スペースの活用も可能	
㉜ 温水利用型健康運動施設	
㉖ ボート場 規模や形態によっては活用度合いは異なるが、水利用という面で活用可能	
㉗ 乗馬場 空間利用という面で様々な活用は可能	
㉘ 付帯工作物(更衣室等) 避難や救護、物資仕分けスペース等の屋内スペースとして活用	
教養施設	
㉙ 野外劇場、野外音楽堂 諸活動の拠点や支援拠点、情報伝達や収集の場として活用	
㉚ 図書館、気象観測施設 屋内スペースとして様々な活用が可能だが、施設内容からスペースの利用は限られる	
㉛ 体験学習施設等	
便益施設	
㉜ 駐車場 諸活動の活動支援、駐車スペースとして活用	
㉝ 施設規模によっては大型車両の進入を考慮した形態・構造とする	
㉞ 売店、飲食店 避難生活の支援スペース、帰宅困難者の一時滞在施設及び屋内スペースとして活用が可能	
㉟ 宿泊施設	
㉟ 時計台 時計そのもの、あるいは情報伝達設備との併設タイプも考えられる	
㉟ 水飲み場、手洗場 水飲みの他、洗面等の避難生活対応を考慮	
管理施設	
㉞ 倉庫、車庫、材料置場 倉庫は備蓄倉庫等との併設により活用が可能	
㉟ ごみ処理場 避難生活等のごみ置きスペースとして活用	
その他	
㉟ 津波避難タワー 津波からの緊急避難、一時退避場所として活用	
㉟ 集会所 屋内スペースとして救援や活動拠点として活用	

表 5.4.3 その他防災活用公園施設

(5) 防災関連公園施設の導入可能性の検討

本公園はすでに供用開始されており、地区公園としての役割が果たせるよう各種公園施設が設置されている。今回防災機能の拡充を行うにあたっては、既存の公園施設について、本公園に求められる機能を果たす施設として利用が可能かどうか、また、既存の公園施設で不十分と思われるものはあるかなどを確認しながら新規公園施設導入の検討を行っていく。また、周辺の公共公益施設などとの連携についても検討材料として、導入施設の検討を行っていく。

下の表について、災害時に利用・代用が可能な既存施設の有無については、十分に利用可能な施設がある場合は◎、利用可能性がある、または代用可能な施設がある場合は○、既存施設だけでは機能が不十分である場合は△、該当する施設がない場合は×と表記する。

また、導入検討については、検討優先度が高いもの、または導入が必要だと考えられるものについては◎、条件によっては導入の検討が必要なものについては○、既存施設や周辺公共施設との兼ね合いなどから導入の優先度が低いものについては△と表記する。

番号	公園施設	既存施設	導入検討	既存施設状況、導入検討に関する補足など
		避難者受け入れ		
		支援活動拠点		
①	入口形態（整備形態）	◎	△	車両用進入口2箇所及び歩行者用進入口が10箇所設置されている。芝生広場が仮設住宅用地となっているが、既存の車両用進入口で大型車両の進入も可能。
		◎	△	
②	外周形態（整備形態）	◎	△	乗り越えることが可能な程度の簡易的な柵、生垣等で外周が囲われている。道路から公園への進入を試みた場合、災害時に入口以外からも進入が可能な程度のものであるため、導入検討の優先度は低い。
		◎	△	
③	広場	○	◎	既存施設として、約1.3haの広場を有しているが、現状の避難想定からは避難スペースが不足しているため、他オープنسペースの導入も検討しながら避難スペースを確保することが望ましい。
		○	◎	
④	園路	◎	△	広場を囲うように歩行者（避難者）向けに整備されている。芝生広場が仮設住宅用地にもなっていることから、広場への大型車両の進入も予測されるが、既存は車両用進入口から広場まで大型車両の進入が可能である。
		◎	△	
⑤	ヘリポート	○	△	約0.6haの芝生広場を有しているため、ヘリポートとして利用可能性がある。また、近隣にヘリコプター主要発着場として学校校庭が指定されているため、導入検討の優先度は低い。
		○	△	
⑥	植栽（防火樹林帯）	○	○	外周にはツツジ、園内にはケヤキ、クスノキ、カシ等が植栽されている。発災時の防火機能を高める必要がある場合には、見直しを検討する。
		○	○	
⑦	耐震性貯水槽	○	△	貯水槽はないが、屋内プールなどに使用している井戸がある。また、付近に配水場が立地していること、公園内の倉庫に飲料水の備蓄なども行うことから、導入検討の優先度は低い。
		○	△	
⑧	非常用井戸	○	△	屋内プールなどに使用している井戸がある。付近に配水場が立地していること、公園内の倉庫に飲料水の備蓄なども行うことから、導入検討の優先度は低い。
		○	△	

番号	公園施設	既存施設	導入検討	既存施設状況、導入検討に関する補足など
		避難者受け入れ	支援活動拠点	
⑨	水施設（池、水流等）	○	△	既存施設として芝生広場にスプリンクラーが設置され、芝生広場外周には修景水路がある。用水などの確保については、その他水関係施設などもあるため、導入検討の優先度は低い。
		○	△	
⑩	非常用便所	○	△	園内に1箇所と、屋内プール内にトイレが設置されている。災害時には公園施設として設置されている既設トイレでは対応しきれず、仮設トイレ、簡易トイレ等の利用が必要になってくるであろうこともふまえると、施設の新設よりも簡易トイレの備蓄と仮設トイレの搬入路・置場の確保が望ましいと思われる。
		○	△	
⑪	非常用放送設備	○	○	園内で使用している設備があるが、経年劣化などもあるため、必要に応じて設備の見直しを検討する。
		○	○	
⑫	非常用通信設備	○	○	電話回線などがあるが、経年劣化などもあるため、必要に応じて設備の見直しを検討する。
		○	○	
⑬	標識及び情報提供設備	○	○	施設利用の案内標識などはあるが、避難誘導などに関するものはない。必要に応じて見直しを検討する。
		○	○	
⑭	非常用電源設備	○	○	自家発電設備があるが、整備計画を進める中で機能面で不足がある場合などは、必要に応じて設備の見直しを検討する。
		○	○	
⑮	非常用照明設備	○	○	街路灯などはあるが、非常用照明として設置されたものはない。必要に応じて設備の見直しを検討する。
		○	○	
⑯	備蓄倉庫	○	○	園内南西側に備蓄倉庫が設置されているが、地下に整備されているため、必要に応じて設備の見直しを検討する。
		○	○	
⑰	管理事務所	○	△	園内東側に管理事務所がある。支援活動などの拠点とする際には、広場や駐車場などのオープンスペースでも代用が可能であるため、導入検討の優先度は低い。
		○	△	
⑱	植栽	○	△	既存施設としては⑥の記載のとおり。仮設住宅用地として避難生活の場を提供する際、避難生活スペースの機能を高めるものとして必要性が高いものであることをふまえ、必要に応じて植栽の追加導入を検討していく。
		○	○	
⑲	日陰だな	○	○	該当する施設はないが、ケヤキやカシ等の木陰で代用可。必要に応じて見直しを検討する。
		○	○	
⑳	樹林地	×	△	植栽は⑥の記載のとおりだが、樹林地としてのものはない。樹林地は津波災害への対策として用いられることが多いが、公園周辺について津波の恐れは極めて低いため、導入検討の優先度は低い。
		×	△	
㉑	休憩所	○	○	既存施設として園内数箇所にベンチがある。整備計画を進めて行く中で必要に応じて施設の見直しを検討する。
		○	○	
㉒	ベンチ、野外卓	○	○	園内に複数あり。経年劣化などもあるため、必要に応じて施設の見直しを検討する。
		○	○	
㉓	野外炉、炊事場	×	△	該当する施設はないが、現在キャンプ場などもないため、導入検討の優先度は低い。食糧については、備蓄倉庫への備蓄などで代用も可能。
		×	△	
㉔	ピクニック場 キャンプ場	○	○	既存施設として、1.3haの広場内にピクニック広場の代用可能な広場を有しているが、現状の避難想定からは避難スペースが不足しているため、他オープンスペースの導入も検討しながら避難スペースの確保をすることが望ましい。
		○	○	
㉕	徒渉池	○	△	既存施設として修景水路がある。用水などの確保については、その他水関係施設などもあるため、導入検討の優先度は低い。
		○	△	
㉖	遊具	○	△	既存施設としてネット遊具、スプリング遊具、滑り台、ストレッチ遊具などがある。テントの設置などでの活用は形状から難しいものもあると思われるが、他施設で対応が可能であることから、導入検討の優先度は低い。
		○	△	
㉗	野球場、テニスコート サッカー場、ゴルフ場等	×	○	該当する施設はない。現状の避難想定からは避難スペースが不足しているため、他オープンスペースの導入も検討しながら避難スペースの確保をすることが望ましい。
		×	○	
㉘	ゲートボール場	×	○	㉗と同じ。
		×	○	

番号	公園施設	既存施設	導入検討	既存施設状況、導入検討に関する補足など	
		避難者受け入れ			
		支援活動拠点			
㉙	水泳プール 温水利用型健康運動施設	○	○	既存屋内プールが整備されており、災害時には生活用水等に利用可能。なお、芝生広場が仮設住宅用地となっているため、避難者が利用できる温浴施設の増築を行うことが望ましい。	
		○	○		
㉚	ポート場	×	△	㉗と同じ。	
		×	△		
㉛	乗馬場	×	△	該当する施設はないが、避難スペースや活動場所としては芝生広場や駐車場で代用が可能なこと、防災機能の拡充として導入する必要性の観点から、導入検討の優先度は低い。	
		×	△		
㉜	付帯工作物 (更衣室等)	○	△	既存屋内プール施設で利用可能であるため、導入検討の優先度は低い。	
		○	△		
㉝	野外劇場、野外音楽堂	×	△	該当する施設はないが、避難スペースや活動場所としては芝生広場や駐車場で代用が可能なことから、導入検討の優先度は低い。	
		×	△		
㉞	図書館、気象観測施設 体験学習施設等	×	△	該当する施設はないが、避難スペースや活動場所としては芝生広場や駐車場で代用が可能なことから、導入検討の優先度は低い。	
		×	△		
㉟	駐車場	○	○	既存施設として、0.25haの駐車場を有しているが、現状の避難想定からは避難スペースが不足しているため、他オーブンスペースの導入も検討しながら避難スペースの確保をすることがぞましい。また、活動拠点として利用する際には、大型車の転回等も想定されるため、安全面から避難スペースや活動スペースと区切って利用が出来るよう、余裕をもったスペースが確保できることが望ましい。	
		△	○		
㉟	売店、飲食店 宿泊施設	×	△	該当する施設はないが、避難スペースや活動場所としては芝生広場や駐車場で代用が可能なこと、また売店等には飲食物の陳列・保管がされていることが予想されるが、発災直後の食糧は、備蓄倉庫への備蓄代用が可能であることから導入検討の優先度は低い。	
		×	△		
㉟	時計台	○	△	園内南側に設置されているが現在故障中。ただし、管理棟に屋外用壁掛時計が設置されていることから、導入検討の優先度は低い。	
		○	△		
㉟	水飲み場、手洗場	○	△	園内に2箇所あり。既存施設で対応可能であることから、導入検討の優先度は低い。	
		○	△		
㉟	倉庫、車庫、材料置場	○	△	備蓄倉庫の他に管理棟や屋内プール内に倉庫室がある。物資の受け入れ、再分配などを行う際代用可能なため、導入検討の優先度は低い。	
		○	△		
㉟	ごみ処理場	×	△	該当する施設はないが、災害時には避難スペースなどを除いた空きスペースを活用してごみの集積場所などの確保を検討できることから、導入検討の優先度は低い。	
		×	△		
㉟	津波避難タワー	×	△	該当する施設はないが、公園周辺について津波の恐怖は極めて低いため、垂直避難場所を設けるよりも危険性のあるエリアからの避難スペースの確保の方が望ましいため導入検討の優先度は低い。	
		×	△		
㉟	集会所	×	△	該当する施設はないが、救援・活動拠点としてはテントまたは仮設での対応が可能であることから導入検討の優先度は低い。	
		×	△		

表 5.5.1 公園施設導入可能性の検討

(6)施設整備方針

前項までの内容を踏まえ、施設の整備方針は次のとおりとする。

1

既存屋内プール施設の改修

既存屋内プール施設は、建築設備の劣化や機械設備等の故障により現在休館しているため、「甲斐市公園施設長寿命化計画」に基づき全面改修を行う。
既存施設は災害時の生活用水や活動場所として活用できることから、早期の再開を図る。

2

温浴施設の増築

「甲斐市公共施設等総合管理計画」及び「甲斐市公園施設長寿命化計画」に基づき、釜無川レクリエーションセンターの機能を集約・複合化し、既存屋内プール施設に温浴施設を増築した温水利用型健康運動施設に再整備する。
災害時には芝生広場が仮設住宅用地となっていることから、避難者の災害関連死のリスク低減を図るため、避難者用浴室スペースとして活用する。

3

駐車場スペースの充実

施設の集約・複合化に伴い、駐車場スペースの充実を図る。
緊急避難スペースや避難者駐車スペースを拡充させ、災害時の避難スペースとして活用する。

6. ゾーニング・動線計画(案)

本公園に求められる機能や施設導入の検討を踏まえ、平常時及び災害時におけるそれぞれのゾーニング・動線計画(案)について次のとおりとする。



図 6.1.1 玉幡公園平常時利用ゾーニング・動線計画(案)

災害時



機能	対象施設
緊急避難ゾーン	芝生広場、駐車場、その他小広場
避難者駐車ゾーン	駐車場約150台
仮設住宅ゾーン	芝生広場
災害備蓄品保管ゾーン	防災備蓄倉庫
物資集積ゾーン	管理棟倉庫
物資分配ゾーン	その他小広場
受付・救護・個別相談スペース	屋内プール棟事務室
女性専用スペース	屋内プール棟更衣室
乳幼児スペース	屋内プール棟休憩室
要配慮者スペース	屋内プール棟トレーニングルーム
掲示板等情報共有スペース	屋内プール棟ロビー
生活用水スペース	屋内プール棟25mプール、歩行用プール
避難者用浴室スペース	温浴施設棟

図 6.1.2 玉幡公園災害時利用ゾーニング・動線計画（案）

7. 整備事業について

(1) 主な事業内容

前項までに行った整備方針の検討などを踏まえて、整備事業を進めて行く。本整備事業について、主な事業内容は次のとおりである。

① 既存屋内プール施設の改修

現在休館中である既存屋内プール施設を改修し、災害時に生活用水の利用や活動場所の活用が行えるよう、早期再開を図る。

② 温浴施設の増築

施設の集約・複合化を図るとともに、災害時に仮設住宅避難者が利用できる温浴施設を増築し、既存屋内プール施設と併せた温水利用型健康運動施設に再整備する。

③ 駐車場スペースの拡充

施設の集約・複合化に伴う駐車スペースの拡充を図るとともに、災害時に緊急避難スペースや避難者駐車ゾーンとして活用できるよう、駐車場の再整備を行う。

(2) 事業スケジュールについて

本整備事業については、令和7年度～令和9年度を予定している。おおまかな事業スケジュールは次のとおりである。

	工種	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
既存屋内 プール 改修	設計												
	改修												
温浴施設 増築	設計												
	建設												
駐車場 再整備	設計												
	建設												

